

年 月 日

会津若松市長 あて

申請者の住所

申請者の氏名

電話番号 - -

実績報告書

会津若松市脱炭素先行地域における脱炭素推進補助金（再エネ導入・省エネ化等推進事業）
 交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定番号	会津若松市 () 指令第 号		
事業実施場所			
補助事業の名称及び内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (自己所有 ・ P P A) ※該当する方に○ <input type="checkbox"/> 蓄電池 (自己所有 ・ P P A) ※該当する方に○		
	総事業費	円	
	補助対象事業費	円	
	補助額	円	
	交付決定額	円	
	交付済額	円	
事業内容	設置 (追加) した設備	名称及び個数	
		メーカー名	
		型番	
		出力又は容量	(既設の設備がある場合は既設分:)
	電力の取扱	余剰電力の売電先 ^(注3)	
		電力の自家消費割合 ^(注4)	
	着工日	年 月 日	
	完了日	年 月 日	

注 1 補助金交付の対象となる経費は、設備稼働のために必要最小限の範囲であって、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事の経費とします。設備設置可否の調査、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

注 2 太陽電池モジュールの場合、JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方の値を用いてください。蓄電池の場合、容量は「Ah」及び「kWh」の両方を記載してください。

注 3 余剰電力の売電先となる小売電気事業者名を記入してください。また、系統連系していることが分かる書類は、一般送配電事業者との協議に用いる発電計画に関する書類の写し及び余剰電力の売電に係る契約先及び契約内容が確認できる書類とします。系統連携を行わない独立型の発電設備の設置を予定される場合は、事前にご相談ください。

注 4 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類によって算出された電力の自家消費割合を記入します。家庭用においては 30%以上、その他業務用においては 50%以上を、当該設置される太陽光発電設備で発電される電力の自家消費により賄う必要があります。

※ 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。

収支予算書

収入

科 目	金 額 (円)	摘 要
補助金	円	会津若松市脱炭素先行地域における脱炭素化推進補助金
自己資金	円	自己資金
	円	
合 計	円	

支出

区 分	費 目	細 分	金 額 (円)	摘 要
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円	
		労務費	円	
		直接経費	円	
	(間接工事費)	共通仮設費	円	
		現場管理費	円	
		一般管理費	円	
	付帯工事費	—	円	
	機械器具費	—	円	
	測量及び試験費	—	円	
	設備費	設備費	—	円
業務費	業務費	—	円	
事務費	事務費	—	円	
補助対象経費 計			円	
補助対象外経費			円	
合計			円	

※収支予算書については、この様式によらず、必要事項を記載したものに替えることができる。